

消防用設備等に関する運用基準

鳥取中部ふるさと広域連合消防局
平成30年11月

目次

第1章 総則

- 第1 目的 … 1
- 第2 運用上の留意事項 … 1
- 第3 用語の略称・用例 … 1

第2章 防火対象物

- 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い … 3
- 第2 収容人員の算定 …41
- 第3 無窓階の取扱い …46

第3章 消防用設備等の設置単位

- 第1 渡り廊下で接続されている場合の取扱い …56
- 第2 政令第8条に規定する区画等の取扱い …57

第4章 消防用設備等の技術基準

- 第1 消防用設備等に係る届出等 …62
- 第2 消火器 …62
- 第3 屋内消火栓設備 …64
- 第4 スプリンクラー設備 …65
- 第5 屋外消火栓設備 …65
- 第6 自動火災報知設備 …66
- 第7 消防機関へ通報する火災報知設備 …66
- 第8 避難器具 …67

第1章 総則

第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく消防同意及び消防用設備等に係る届出の審査に必要な事項を定め、審査事務の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

基準については、法令解釈及び法令の補完基準が中心であるが、行政指導に該当するものも含まれるため、関係者に義務を課すものではなく、その意図や効果について十分な説明を行い、理解を得た上で指導すること。

第3 用語の略称・用例

- 1 法とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 4 危政令とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 5 危省令とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 6 条例とは、鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例（平成10年連合条例第29号）をいう。
- 7 条則とは、鳥取中部ふるさと広域連合火災予防条例施行規則（平成14年連合規則第13号）をいう。
- 8 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 9 建基政令とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 10 建基省令とは、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。
- 11 JISとは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。
- 12 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 13 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。

- 14 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 15 その他の構造とは、耐火構造及び準耐火構造以外の構造をいう。
- 16 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 17 準不燃材料とは、建基政令第1条第5号に規定するものをいう。
- 18 難燃材料とは、建基政令第1条第6号に規定するものをいう。
- 19 防火設備とは、建基法第2条第9号の2ロ及び第64条に規定するものをいう。
- 20 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定するものをいう。
- 21 防火戸とは、建基政令第109条第1項に規定するものをいう。
- 22 特定防火対象物とは、建築物であって法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。
- 23 非特定防火対象物とは、建築物であって政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、特定防火対象物以外の防火対象物をいう。
- 24 特定用途部分とは、政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供する部分をいう。
- 25 告示7号階段とは、省令第4条の2の3並びに第26条第2項、第5項第3号ハ及び第6項第3号の規定に基づき、平成14年消防庁告示第7号に規定する消防庁長官が定める部分を有する屋内避難階段をいう。
- 26 特定一階段等防火対象物とは、特定用途部分が政令第4条の2の2号に規定する「避難階以外の階」に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段及び傾斜路の総数が2（当該階段及び傾斜路が屋外に設けられ、又は省令第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有するものにあつては、1）以上設けられていないものをいう。

凡例

無印：法令基準（法令解釈等）

◇：指導基準

第2章 防火対象物

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項の判定を決定するにあたっては、他法令の届出の有無及び名称のみで判断することなく、防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的等を勘案して、火災予防上の実態に即して行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、第1-3表を参考とすること。

1 各項適用事項

- (1) 同一敷地内に存する2以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて、政令別表第1に掲げる用途を決定するものであること。
ただし、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあつては、主たる用途として取り扱うことができる。
- (2) 政令第1条の2第2項に規定する「2以上の用途」とは、政令別表第1の項を異にする場合のみならず、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目を異にする場合も含まれること。なお、政令別表第1(6)項ロ及びハにおける(1)から(5)までの区分については、特定の消防用設備等に係る設置基準が異なるものの、原則として同一の細項目であり、便宜上、詳細な分類（以下この第1において「詳細分類」という。）を設けたものであるため、この詳細分類を異にすることをもって「2以上の用途」とすべきものではないことから、(6)項ロ（又はハ）(1)から(5)までに掲げる防火対象物の用途に供される部分が一の防火対象物に混在しても、複合用途として取り扱わないこと。
- (3) 昼と夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (4) 政令第1条の2第2項後段に規定する「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものとする。

ア 機能従属

政令別表第1(1)項から(5)項までに掲げる防火対象物（以下この第1において「政令別表対象物」という。）の区分に応じ、第1-4表（イ）欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この第1において「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる同表（ロ）欄に掲げる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下この第1において「従属的な部分」という。）で、次のアからウまでに該当するもの

- (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。
 - (イ) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
 - (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。
- なお、(ア) から (ウ) までの主用途部分に機能的に従属していると認められる条件は、第1-1表を参考とすること。

第1-1表

条件	左欄の運用
(ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、給排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全般的に権原を行使できる者が同一であること。
(イ) 当該従属的な部分の利用者	従属的な部分は、主用途部分に勤務する者の福利厚

<p>が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。</p>	<p>生及び利便を目的として設けられたもの、主用途部分を利用する者の利便を目的としたもの、その他これらに類するものでおおむね次の条件に適合するものであること。</p> <p>(1) 従属的な部分は、主用途部分から通常利用に便なる形態を有していること。</p> <p>(2) 従属的な部分は、道路等から直接出入する形態（非常口又は従業員専用出入口を除く。）を有しないものであること。</p>
<p>(ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。</p>	<p>主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のため延長時間を含む。）とほぼ同一であること。</p>

イ みなし従属

主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この第1において同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途に供される部分（政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は同表(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分（以下この第1において「(6)項ロ等」という。）を除く。）

なお、この場合、「主たる用途以外の独立した用途に供される部分」として、(6)項ロ等と(6)項ロ等以外の部分が混在する場合にあっては、当該(6)項ロ等以外の部分のみを「従属的な部分を構成すると認められる部分」として取り扱うこと。

また、共用される部分の床面積の按分は、次によること。

- (ア) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。
- (イ) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

(5) 複合用途防火対象物の取扱い

政令別表第1(16)項に掲げる複合用途防火対象物となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、特定用途に供される部分が存するものであっても、同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること。（(6)項ロ等に掲げる防火対象物が存する部分を除く。）

この場合、特定用途に供される部分は、当該特定用途に供される部分以外の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ア 特定用途に供される部分の床面積の合計が、当該防火対象物の延べ面積の10%未満であること。

イ 特定用途に供される部分の床面積の合計が、300㎡未満であること。

(5)項ロ 1,000㎡	}	(16)項ロ
(15)項 1,000㎡		
(3)項ロ 150㎡		

(6) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物の消防用設備等の設置にあっては、それぞれ区画された部分ごとに前(4)イ及び(5)を適用するものであること。

(7) 一般住宅（個人の住居の用に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。（第1－2表）

ア 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²以下の場合、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

イ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合は、当該防火対象物は政令別表対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

この場合、2以上の政令別表対象物の用途に供される場合、一般住宅の用途に供される部分は、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積に応じ按分するものとする。

ウ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m²を超える場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

エ 政令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合（10%以内の違いをいう。）は、当該防火対象物は政令別表対象物と一般住宅の複合用途防火対象物に該当するものであること。

第1－2表

項 目			項	
ア	一般住宅	>	政令別表対象物で 50 m ² 以下のもの	一般住宅
イ	一般住宅	<	政令別表対象物	政令別表対象物
ウ	一般住宅	>	政令別表対象物で 50 m ² を超えるもの	複合用途防火対象物
エ	一般住宅	≒	政令別表対象物	複合用途防火対象物

(8) 同一敷地内の一般住宅に付属する物置又は車庫は、政令別表第1に掲げる防火対象物には該当しないこと。

(9) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

(10) 政令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が、(17)項に掲げる防火対象物に該当する場合は、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、(17)項に掲げる防火対象物であるほか、(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

(11) スケルトン状態の部分の用途

未使用部分をスケルトン状態（内装仕上げや設備の一部について未施工部分が存する状態をいう。）のまま、防火対象物の他の部分を開始する場合の当該スケルトン状態の部分の用途については、原則として事前に計画されていた用途によること。

スケルトン防火対象物（スケルトン状態の部分に有する防火対象物をいう。）の使用開始後において、スケルトン状態の部分に係る具体的な利用形態が確定することに伴

い、従前のスケルトン状態から用途が変更される場合には、法第 17 条の 3 の規定が適用されること。

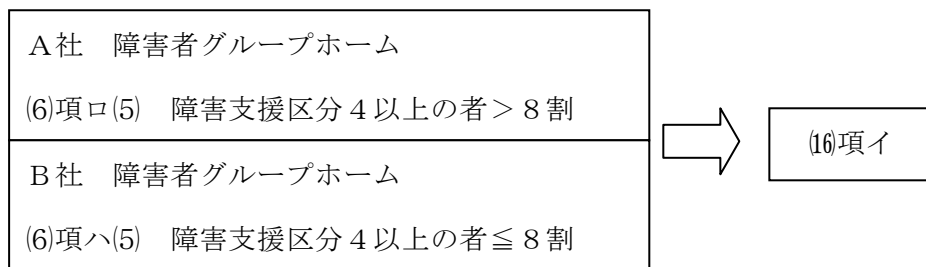
(12) 休業中の防火対象物

休業中の防火対象物（容易に再開しうる状態ないものをいう。）については、法第 17 条及び法第 17 条の 3 の 3 の適用を受けないものであること。

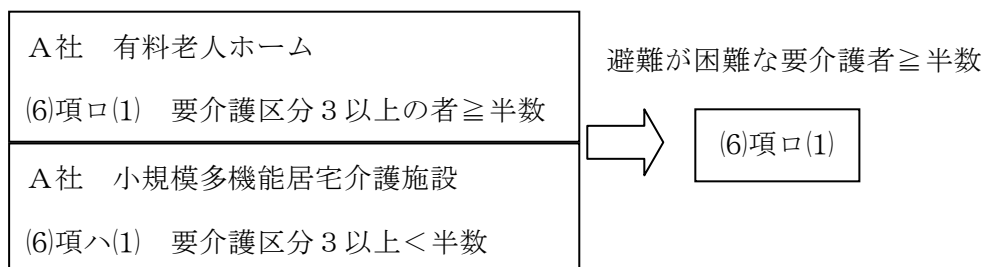
(13) 区分単位

一の防火対象物に複数の同一業態の政令別表第 1 (6)項ロ又はハに掲げる防火対象物が存する場合で、政令別表第 1 (6)項ロに規定する「主として」の判定が、入居若しくは入所又は宿泊する者の特性によりいずれにも用途区分の判定ができるものは、単に施設名称又は当該用途が存する階が異なる等の外的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態及びサービスの提供の実態等から区分できる単位により、用途区分の判定を行うものであること。

例)



A社、B社の運営主体が別であるため、区分単位ごとに「主として」を判定する。
A社⇒(6)項ハ(5)の場合における用途は、(6)項ハ(5)と判定する。



運営主体が同一で、かつ、サービスの提供の実態、共有部分や共有施設が同じなどの理由により、「主として」を区分単位ごとに適用できないため、(6)項ロ(1)と用途判定する。

第1-3表

項	定義	該当用途例	補足事項
(1)項イ	<p>1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>2 映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p> <p>4 観覧場とは、スポーツ、見世物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するものをいう。</p>	<p>・客席を有する競技施設</p> <p>・野球場</p> <p>・相撲場</p> <p>・体育館</p> <p>・寄席</p> <p>・サーカス</p>	<p>1 本項の防火対象物は、誰でも当該防火対象物で、映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。</p> <p>2 客席には、いす席、座り席又は立席が含まれるものであること。</p> <p>3 小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 事業所の体育館施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。</p>
(1)項ロ	<p>1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。</p> <p>2 集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。</p>	<p>・文化会館</p> <p>・公民館</p> <p>・福祉会館</p> <p>・貸ホール</p> <p>・貸講堂</p> <p>・貸会議室</p> <p>・結婚式場</p>	<p>1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見世物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。</p> <p>なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。</p> <p>2 貸会議室のうち、次に掲げる利用状態の場合においては、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>(1) 単独事務所内の貸会議室において、当ビル所有者による管理の下に、第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(2) 貸事務所ビルの貸会議室で(1)と同一の管理状態においてテナントが会議の用のみに使用している場合</p> <p>(3) (2)と同一の形態による貸会議室において、テナント以外の第三者が会議の用のみに使用している場合</p> <p>(4) (1)、(2)及び(3)と同一の利用形態並びに管理状態において特定の者のみを対象とした講演会、研修会等専ら会議に類似する用のみに使用している場</p>

(1)項ロ			<p>合</p> <p>3 公民館のうち、原則として町内又は地区単位（団地等の集会場を含む）の住民のみが利用するもの（利用規約等で確認できること。）については、(15)項として取り扱う。</p> <p>4 地域コミュニティセンターのうち、原則として町内又は校区単位の住民のみが利用するものについては、(15)項として取り扱う。</p>
(2)項イ	<p>1 キャバレーとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。</p> <p>2 カフェーとは、設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食させる施設をいう。</p> <p>3 ナイトクラブとは、設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ ・バー ・キャバクラ 	<p>1 主として洋式の客室を設けて、客室において接待（カウンター越しの接待は含まない。）をし、又は客にダンスをさせる設備を有するものであり、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下この表において「風営法」という。）第2条第1項第1号、第2号及び第2条第11項に掲げる営業の用に供されるもの、又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）で定める洋式の設備は次によることとしている。</p> <p>(1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。</p> <p>(2) カフェーの客席は 16.5㎡以上であること。</p>
(2)項ロ	<p>1 遊技場とは、設備を設けて多数の客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、ビリヤード、ボーリングその他の遊技をさせる施設、又は屋内アイススケート場、屋内ローラースケート場その他の競技を行わせる施設をいう（観客席</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マージャン屋 ・パチンコ店 ・ビリヤード場 ・ゲームセンター ・ボーリング場 ・ディスコ 	<p>1 風営法第2条第1項第4号にいう射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる施設に限らず、同法の規制を受けないその他の遊技をさせる施設を含むものであること。</p> <p>2 遊技場で行う競技は、娯楽性のある</p>

(2)項ロ	<p>を有しないものに限る。)</p> <p>2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。</p>	<p>・ダンス教習所</p>	<p>競技であること。</p> <p>なお、主としてスポーツ的要素の強いテニス場、ジャズダンス、エアロビクス教習場等は、(15)項に掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p> <p>3 ダンスホールの踊場は、おおむね100㎡以上であること。</p> <p>4 ダンス教習所は、その踊場がおおむね66㎡以上であり、ダンスホールにも使用される教習所をいうものであること。</p> <p>5 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。</p>
(2)項ハ	<p>1 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、次の(1)又は(2)に掲げる店舗型性風俗特殊営業をいう。</p> <p>(1) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じて、その客に接触する役務を提供する営業（風営法第2条第6項第2号に規定するもの）</p> <p>(2) もっぱら、性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定するものをいう。以下表において同じ。）として、次のアからウまでに掲げる風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営令」という。）で定めるものを経営する営業（風営法第2条第6項第3号に規定するもの）</p>		<p>1 店舗形態を有する性風俗関連特殊営業のうち、ソープランド（(9)項イ）、ストリップ劇場（(1)項イ）、ラブホテル及びモーテル（(5)項イ）、アダルトショップ（(4)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（(2)項ニ）等、政令別表第1に掲げる各用途のうち前掲（ ）書き内に掲げるものに分類されているものについては、本項として取り扱わないこと。</p> <p>2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>

<p>(2)項ハ</p>	<p>ア ノードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第1号に規定するもの）</p> <p>イ のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場（風営令第2条第2号に規定するもの）</p> <p>ウ ア又はイに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの（風営法第2条第6項第6号に規定するもの）</p> <p>店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との一時的性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取り次ぐこと又は当該店舗内に設けた個室若しくはこれに類する施設において異性と面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業（当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、同項第1号又は第2号に該当するものを除く。）</p> <p>2 その他これに類するものとして総</p>		
--------------	---	--	--

(2)項ハ	<p>務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗</p> <p>(2) 個室を設け、当該個室において異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗</p>		
(2)項ニ	<p>1 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。</p> <p>2 その他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗のうち、総務省令で定めるものとは、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。</p> <p>(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗</p> <p>(2) 店舗型電話異性紹介営業を営む店舗（風営法第2条第9項に規定するもの）店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、もっぱら、面識のない異性との性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者に対し、会話（伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。）の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの（その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット ・カフェ ・漫画喫茶 ・複合カフェ ・個室ビデオ ・テレフォンクラブ 	<p>1 個室は、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。</p> <p>2 一の防火対象物に、複数のカラオケ等を行うための個室を有するものを行い、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないこと。</p> <p>3 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</p>

(2)項ニ	(3) 客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場 (風営令第2条第1号)		
(3)項イ	<p>1 待合とは、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。</p> <p>2 料理店とは、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・料亭 ・割烹 	<p>一般的に風営法第2条第1項第1号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。</p> <p>(3)項イは、(2)項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。</p>
(3)項ロ	飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店 ・喫茶店 ・スナック ・食堂 ・レストラン ・ライブハウス 	<p>1 風営法第33条の適用を受ける「深夜における酒類提供飲食店営業」についても、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。</p> <p>3 ライブハウスとは、客席（すべての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。</p>
(4)項	<p>1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。</p> <p>2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の人に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・魚店 ・肉店 ・米店 ・パン店 ・衣料店・洋服店 ・家具店 ・電気器具店等の小売店舗 ・店頭において販売行為を行う問屋 ・卸売専門店 ・営業用給油取扱所 	<p>1 卸売問屋は、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 レンタルショップは本項として取り扱うこと。</p> <p>3 展示室（ショールーム）のうち、次のすべてに該当する場合は、(15)項又は主たる用途の従属部分として取り扱うこと。</p> <p>(1) 特定の企業の施設であり、当該企業の製品のみを展示陳列するもの</p> <p>(2) 販売を主目的としたものではなく、宣伝行為の一部として展示陳列するもの</p> <p>(3) 不特定多数の者の出入りが極めて</p>

(4)項		<ul style="list-style-type: none"> ・スーパーマーケット ・レンタルショップ <p style="text-align: center;">（貸しビデオ CD店等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンス ストア 	少ないもの
(5)項イ	<p>1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のをいう。</p> <p>2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のをいう。</p> <p>3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保養所 ・ユースホステル ・ロッジ ・貸研修所の宿泊室 ・簡易宿泊所 ・青年の家 ・ラブホテル ・モーテル ・レンタルルーム 	<p>1 特定の人を宿泊させる施設であっても、旅館業法（昭和23年法律第138号）の適用があるものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>2 トレーラーハウスを宿泊施設として賃貸するものは、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 ラブホテル、モーテル又はレンタルルームとは、もっぱら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる施設をいう。</p> <p>4 その他これに類するものに該当するか否かの判断については、次の(1)から(4)までに掲げる条件を勘案し、実際に宿泊が可能であるかどうかにより判定すること。</p> <p>(1) 不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。</p> <p>(2) ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。</p> <p>(3) 深夜営業、24時間営業等により夜間も客が施設にいること。</p> <p>(4) 施設利用に対して料金を徴収していること。</p>
(5)項ロ	<p>1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・寮 ・事業所専用の研修のための宿泊所 	<p>1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。</p>

<p>(5)項ロ</p>	<p>(昭和22年法律第164号) 第6条の3 第10項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う施設を含むものとする。</p> <p>2 下宿とは、1か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。</p> <p>3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部分を有するもの）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバーマンション ・サービス付き高齢者向け住宅 ・小規模住居型児童養育事業を行う施設 ・シェアハウス 	<p>2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。</p> <p>3 共同住宅等において、個別の世帯ごとにいわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項に該当するものであること。</p> <p>4 シルバーマンションとは、一般に老人福祉関係の法律の適用を受けず、入居の条件として居住者の全部又は一部について最低年齢の制限を受ける等、主として、高齢者の入居を目的としたもののうち、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものをいう。</p> <p>ただし、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>5 ウィークリーマンション、マンスリーマンションとは、一般に旅館業法の適用を受けず、共同住宅の住戸単位で比較的短期間の契約により賃貸を行うものをいう。</p> <p>ただし、シーツ、枕カバーの取り換え、浴衣の提供等のリネンサービスが行われるもので、明らかにホテル等と同等の宿泊形態をとるものにあつては、(5)項イとして取り扱うこと。</p> <p>6 サービス付き高齢者向け住宅とは、居住の用に供する専用部分を有するものに高齢者を入居させ、状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。以下この表において同じ。）、生活相談サービス</p>
--------------	---	---	---

(5)項ロ			<p>(入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。以下この表において同じ。) その他の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する高齢者向けの賃貸住宅又は有料老人ホームをいう。</p> <p>なお、状況把握サービス及び生活相談サービスのみの提供を受けている場合や個別の世帯ごとといわゆる訪問介護等を受けている場合には、本項として、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設若しくは(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設又は有料老人ホームに該当するものは、(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>7 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居等（ファミリーホーム）において養育を行う事業をいう。</p> <p>なお、もっぱら乳幼児の養育を常態とする場合について、実態により(6)項ロ又は(6)項ハとして取り扱うこと。</p> <p>8 シェアハウスとは、業者が介在し入居者を募る形態の賃貸住宅で、便所、浴室、台所等を共用するものをいう。</p>
(6)項イ	<p>1 (6)項イ(1)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして省令第5条第3項で定めるものを除く。）をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医院 ・ クリニック 	<p>1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって患者20人以上の入院施設を有するものをいう。</p> <p>2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は歯</p>

<p>(6)項イ</p>	<p>(1) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他省令第5条第4項で定める診療科名をいう。2(1)において同じ。）を有すること。</p> <p>(2) 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>2 (6)項イ(2)に掲げる防火対象物とは、次のいずれにも該当する診療所をいう。</p> <p>(1) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(2) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>3 (6)項イ(3)に掲げる防火対象物とは、病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所をいう。</p> <p>4 (6)項イ(4)に掲げる防火対象物とは、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所をいう。</p>	<p>科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>3 助産所とは、助産婦が公衆又は特定多数人のため助産業務（病院又は診療所で行うものを除く。）を行う場所であって、妊婦又はじょく婦の収容施設を有しないもの又は9人以下の入院施設を有するものをいう。</p> <p>4 「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するもの」とは、次のいずれにも該当する体制を有する病院をいう。なお、ここでいう「体制」とは、(1)による職員の総数の要件及び(2)による宿直勤務者を除いた職員数の要件の両方を満たす体制（例：病床数が60の場合、職員の総数が5人以上であり、かつ、当該職員のうち宿直勤務者を除いた職員数が2人以上である体制）をいうものであること。</p> <p>(1) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(2) 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制</p> <p>(1)の「職員の数」とは、一日の中で、最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。なお、職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。</p>
--------------	---	---

<p>(6)項イ</p>		<p>(1)及び(2)の「その他の職員」とは、 歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師 その他病院に勤務する職員をいうこ と。なお、原則として、委託により警 備に従事させる警備員は含まないが、 病院に常駐しており、防火対象物の構 造及び消防用設備等の位置を把握し、 火災時に適切に対応が可能な者は、こ の限りではないこと。</p> <p>(1)の「病床数」とは、医療法第7条 に規定する病床数（以下「許可病床数」 という。）をいうこと。</p> <p>(2)の「宿直勤務を行わせる者」とは、 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省 令第23号）第23条に規定する「宿直の 勤務で断続的な業務」を行う者をい い、通常の勤務の終了後において、勤 務の継続に当たらない軽度又は短時 間の業務を行うために勤務し、当該勤 務中に仮眠等の就寝を伴うことを認 められた職員をいうこと。</p> <p>5 特定診療科名は、次に掲げるもの以 外のものであること。</p> <p>(1) 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美 容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、 産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産 科、婦人科</p> <p>(2) (1)に掲げる診療科名と医療法施行 令（昭和23年政令第326号）第3条の 2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定 める事項とを組み合わせた名称</p> <p>(3) 歯科</p> <p>(4) 歯科と医療法施行令第3条の2第 1項第2号ロ(1)及び(2)に定める事項 とを組み合わせた名称</p> <p>特定診療科名（内科、整形外科等） 以外の診療科名については、13診療科 名（肛門外科、乳腺外科、形成外科、</p>
--------------	--	---

(6)項イ		<p>美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科及び歯科)のほか、13診療科名と医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)から(4)までに定める事項とを組み合わせた名称も該当すること(組み合わせた名称の例:小児眼科、歯科口腔外科、女性美容外科)。</p> <p>ただし、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ(1)に掲げる事項(身体や臓器の名称)については、外科のうち肛門及び乳腺のみが、同号ハ(3)に掲げる事項(診療方法の名称)については、外科のうち形成及び美容のみが、それぞれ該当することとしたものであり、同号ハ(1)及び(3)に掲げる事項でこれら以外のものと肛門外科、乳腺外科、形成外科又は美容外科が組み合わせられたものは、複数の診療科名(例:大腸・肛門外科であれば、大腸外科及び肛門外科に該当する。)として取り扱うこと。</p> <p>なお、2以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所であって、特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。</p> <p>6 療養病床とは、精神病床、感染症病床及び結核病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのものをいう。</p> <p>7 一般病床とは、精神病床、感染症病床、結核病床及び療養病床以外のものをいう。</p> <p>8 (6)項イ(2)に規定する「4人以上の患者を入院させるための施設」とは、許</p>
-------	--	--

(6)項イ		<p>可病床数が4以上であるものをいうこと。ただし、許可病床数が4以上であっても、1日平均入院患者数（1年間の入院患者のべ数を同期間の診療実日数で除した値をいう。）が1未満のものにあつては「4人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えないこと。</p> <p>9 診療科名、許可病床数、1日平均入院患者数及び病床種別（一般、療養、精神、結核又は感染症）の確認については、医療機能情報提供制度（以下「医療情報ネット」という。）が活用できること。</p> <p>【参考 医療情報ネット】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/teikyouseido/</p> <p>10 あん摩、マッサージ、はり、きゅう等の施設については、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>11 保健所は、(15)項として取り扱うこと。</p> <p>12 介護医療院（介護保険法第8条第29項に規定するものをいう。）は病院又は診療所として取り扱うこと。</p>
(6)項ロ	<p>1 老人短期入所施設とは、65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 養護老人ホームとは、介護を常には必要としない原則として65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を入所</p>	<p>1 「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数以上の場合をいう。</p> <p>なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、単に施設名称、当該用途が存する階が異なる等外形的要素のみではなく、防火対象物の各部分について、それぞれの運営主体、事業形態、サービスの提供の実態等から区分できる単位（以下</p>

<p>(6)項ロ</p>	<p>させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 特別養護老人ホームとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障があるもので、やむを得ない事由により訪問介護を利用することが著しく困難である者を入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与（他に委託して供与する場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものいう。</p> <p>6 介護老人保健施設とは、寝たきり又は認知症高齢者などに、看護、介護、リハビリテーションその他の医療的ケアと生活サービスを提供する入所施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短</p>	<p>・ショートステイ</p>	<p>この表において「区分単位」という。)ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、障害程度区分4以上の者がおおむね8割を超えるものをいう。</p> <p>なお、障害程度区分認定を受けていない者については、施設関係者からの聞き取りの結果、場合は、当該者を障害程度区分4以上の者とみなして判断すること。</p> <p>また、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設（例：複数の障害者グループホーム）が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>3 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>4 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」については、次の(1)又は(2)の条件に該当することを判断の目安とすること。</p> <p>(1) 実態として複数の要介護者を随時又は継続的に施設に宿泊させるサービスを提供するなど、宿泊サービスの提供が常態化していること。</p> <p>(2) 当該施設の宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の割合が、当該施設の宿泊サービス利用者全体の半数以上であること。</p> <p>5 高齢者専用賃貸住宅のうち、(6)項ロ</p>
--------------	---	-----------------	--

<p>(6)項ロ</p>	<p>期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。</p> <p>8 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>9 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、老人福祉法及び介護保険法の規定に基づいて認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。</p> <p>10 (6)項ロ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、次に掲げるものいう。</p> <p>(1) 避難が困難な要介護者を主として入居させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）</p> <p>(2) 避難が困難な要介護者を主として宿泊させ、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療</p>	<p>・小規模多機能ホーム</p> <p>・認知症高齢者グループホーム</p> <p>・お泊まりデイサービス</p> <p>・複合型サービス</p>	<p>(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>6 適合高齢者専用賃貸住宅（もっぱら高齢者に賃貸する住宅（高齢者専用賃貸住宅）として県へ登録されているもののうち、入浴、排泄、食事の介護、食事の提供等のサービスを行い、各戸の大きさの確保（原則として25㎡以上）、室内設備の設置等の必要な要件を全て満たし、県に適合高齢者専用賃貸住宅の届出を行っている住宅をいう。）のうち、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅のうち、(6)項ロ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い</p> <p>共同生活援助のサテライト型住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居をいう。）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱う</p>
--------------	---	--	---

<p>(6)項ロ</p>	<p>を提供する施設（(6)項イに掲げるものを除く。）</p> <p>11 救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>12 乳児院とは、家庭内で養育不能な乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>13 障害児入所施設とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、次に定める支援を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設 保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療</p> <p>14 障害者支援施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>15 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所施設とは、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条</p>	<p>・障害者グループホーム</p> <p>・障害者グループホーム</p>	<p>こと。</p> <p>9 居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い</p> <p>居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあつては、(5)項ロとして取り扱うこと。</p>
--------------	---	---------------------------------------	---

(6)項ロ	<p>第15項に規定する共同援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。）とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する施設をいう。</p>		
(6)項ハ	<p>1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるため日常生活を営むのに支障がある者等（養護者を含む。）を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導等の便宜を供与することを目的とする施設をいう</p> <p>2 軽費老人ホーム（(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。）とは、60歳以上の人（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身よりのない人、家庭の事情によって家族との同居が難しい人を、無料又は低額な料金で、入所させ食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。</p> <p>4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを</p>		<p>1 「(6)項ロ(1)に掲げるものを除く。」とは、要介護3以上の者が、施設全体の定員の半数未満の場合をいう。なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>2 高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>3 適合高齢者専用賃貸住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>4 サービス付き高齢者向け住宅（避難が困難な要介護者を主として入居させるものを除く。）のうち、(6)項ハ(1)その他これらに類するものとして総務省令で定める施設に該当する場合は、本項として取り扱うこと。</p> <p>5 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設のうち、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合で、同事業に供される部分の規模が極めて小さく、前8(1)に該当する場合は、一般住宅とするこ</p>

<p>(6)項ハ</p>	<p>目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>5 有料老人ホーム((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。</p> <p>6 老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センターに通わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある65歳以上の者又はその養護者に必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>7 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設((6)項ロ(1)に掲げるものを除く。)とは、利用者の住み慣れた地域で主に通所により、機能訓練及び入浴、排せつ、食事等の便宜を適切に供与することができるサービスの拠点であり、職員が利用者宅に訪問し、また、利用者が宿泊することもできる施設をいう。</p> <p>8 (6)項ハ(1)のその他これらに類する</p>	<p>・小規模多機能ホーム</p>	<p>と。</p> <p>6 「(6)項ロ(5)に掲げるものを除く。」とは、障害支援区分4以上の者がおおむね8割以下ものをいう。</p> <p>なお、一の防火対象物に複数の同一業態の社会福祉施設が存する場合は、区分単位ごとに判定する必要があること。</p> <p>7 (6)項ハ(1)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。</p> <p>8 共同生活援助のサテライト型住居の取扱い</p> <p>共同生活援助のサテライト型住居については、本体住居(サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、利用者が共同住宅の一室に単身で居住するものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、(5)項ロとして取り扱うこと。</p>
--------------	---	-------------------	--

<p>(6)項ハ</p>	<p>ものとして総務省令で定める施設とは、老人に対して、業として入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設をいう（(6)項イ及び(6)項ロに掲げるものを除く。）。</p> <p>9 更生施設とは、身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>10 助産施設とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。</p> <p>11 保育所とは、保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいい、児童福祉法第6条の2第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設を含むものとする。</p> <p>12 幼保連携型認定こども園とは、幼稚園的機能と保育所的機能の両方をあわせ持つ単一の施設をいい、(6)項ハ(3)として取り扱う。認定こども園のうち、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型についての取扱いは従前のおりとする。</p> <p>13 児童養護施設とは、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をい</p>		
--------------	--	--	--

<p>(6)項ハ</p>	<p>う。</p> <p>14 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な学習及び生活指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>15 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>16 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う施設をいう。</p> <p>17 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設とは、家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児のものについて、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業を行う施設をいう。</p>	<p>・一時預かり事業 (一時保育)</p> <p>・家庭保育事業(保育ママ)</p>	
--------------	---	---	--

(6)項ハ	<p>18 (6)項ハ(3)のその他これらに類するものとして総務省令で定める施設とは、業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設又は業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設をいう((6)項ロに掲げるものを除く。)</p> <p>19 児童発達支援センターとは、障害児について、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適用訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>20 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を短期間、入所させ又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治療し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。</p> <p>21 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を行う施設とは、障害児につき、通所により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>22 児童福祉法第6条の2の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。)とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に、通所により生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。</p> <p>23 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関す</p>	<p>・放課後等デイサービス</p>	
-------	---	--------------------	--

<p>(6)項ハ</p>	<p>る各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。</p> <p>24 障害者支援施設 ((6)項ロ(5)に掲げるものを除く。)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。</p> <p>25 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。</p> <p>26 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金を、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。</p> <p>27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護を行う施設とは、主として昼間に入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他日常生活上必要な支援並びに創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>28 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、障害者に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な支援を行う施設をいう。</p>	<p>・障害者ショートステイ</p>	
--------------	--	--------------------	--

<p>(6)項ハ</p>	<p>29 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設とは、障害者に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>30 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>31 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う施設をいう。</p> <p>32 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものを除く。）とは、地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に、主に夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。</p> <p>33 幼保連携型認定こども園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに</p>	<p>・ 障害者グループホーム</p>	
--------------	--	---------------------	--

(6)項ハ	<p>対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、設置される施設をいう。</p>		
(6)項ニ	<p>1 幼稚園とは、幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする学校をいう。</p> <p>2 特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害者による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校をいう。</p>		<p>幼稚園は、地方公共団体の認可にかかわらずなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること。</p>
(7)項	<p>1 小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>2 中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>3 義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>4 高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>5 中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洋裁学校 ・料理学校 ・看護学校 ・コンピューター学校 ・予備校 ・学習塾 ・自動車教習所 	<p>1 学校教育法では、専修学校は、修業年限が1年以上で、教育を受ける者が40名以上であり、校舎面積が130㎡以上とされている。</p> <p>2 学校教育法では、各種学校は修業年限が1年以上（簡易に習得することができる技術、技芸等の課程にあっては3箇月以上1年未満）であり、校舎面積が原則として115.7㎡以上とされている。</p> <p>3 同一敷地内において教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館は学校に含まれる。</p> <p>4 個人教授所的なもので、学校の形態を有しないものは、(15)項として取り扱う（そろばん、書道塾等）。</p>

(7)項	<p>路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。</p> <p>6 高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。</p> <p>7 大学とは、学術の中心として広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。</p> <p>8 専修学校とは、職業若しくは実生活に必要な能力を育成し又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。</p> <p>9 各種学校とは、前1から6までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。</p> <p>10 その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。</p>		
(8)項	<p>1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。</p> <p>2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民族、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資する施設をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害者情報提供施設 ・ 郷土館 ・ 記念館 ・ 画廊 	<p>視覚障害者情報提供施設とは、無料又は低額な料金で、点字刊行物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であつて、もっぱら視聴覚障害者の利用に供する施設をいう（図書館のうち点字図書館に類するものに該当する。）。</p>
(9)項イ	<p>1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソープランド 	<p>1 公衆浴場とは、公衆浴場法（昭和23</p>

	<p>場をいう。</p> <p>2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。</p> <p>3 その他これらに類するものとして、個室付浴場を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものを含む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サウナ浴場 ・岩盤浴 	<p>年法律第139号) 第1条第1項に規定する温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設をいう。</p> <p>2 保養又は休憩のための施設には、マッサージルーム、宴会場、休憩所、レストラン、パーラー、カラオケボックス、ゲームコーナー、売店、化粧室、駐車場等が含まれるものであること。</p> <p>3 ソープランドとは、浴場業(公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する施設をいう。</p> <p>4 蒸気浴、熱気浴が用いられない公衆浴場であれば、(9)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うこと。</p>
(9)項ロ	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいうものであること。	<ul style="list-style-type: none"> ・銭湯 ・鉱泉浴場 ・砂湯 	<p>1 一般公衆浴場とは、温湯等を使用し、同時に多数人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要な施設として利用されるものをいう。</p> <p>2 主として本項の公衆浴場として使用し、一部に熱気浴場のあるものは、全体を本項として取り扱うこと。</p>
(10)項	<p>1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p> <p>2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。</p>		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式	<ul style="list-style-type: none"> ・本殿 ・幣殿 	<p>1 一般的に、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に定める宗教団体</p>

	<p>行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拝殿 ・ 社務所 ・ 本堂 ・ 客殿 ・ 礼拝堂 	<p>の施設が該当する。</p> <p>2 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。</p> <p>3 礼拝堂及び聖堂は、規模形態にかかわらず本項に該当すること。</p>
(12)項イ	<p>1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的高いものをいう。</p> <p>2 作業所とは、物の製造又は加工を主として行うところで、その機械化が比較的低いものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅配専門ピザ屋 ・ 給食センター 	
(12)項ロ	<p>映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作製する施設をいう。</p>		
(13)項イ	<p>1 自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項で定める自動車（原動機付自転車を除く。）を運行中以外の場合にもつぱら格納する施設をいう。</p> <p>2 駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により断続的に停車させる施設をいう。</p>		<p>1 自動車の補完場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。</p> <p>2 自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。</p> <p>3 事業所の従属的な部分とみなされる駐車場及び自動車車庫は、本項に含まれないものであること。</p> <p>4 自動車とは、原動機付き自動車及びゴルフ場のカート（液体可燃物を燃料とするものに限る。）を含む。</p>
(13)項ロ	<p>飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。</p>		
(14)項	<p>倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。</p>		
(15)項	<p>前各項に該当しない事業所とは、政令別表第1(1)項から(4)項までに掲げる防火対象物以外のものをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署 ・ 銀行 ・ 事務所 	<p>1 事業所とは、営利的事業であると非営利的事業であるとを問わず、人の事業活動の行なわれる一定の場所をい</p>

	事業所とは、営利的事業であること非営利的事業であることを問わず事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・理容室、美容室 ・発電所、変電所 ・火葬場 ・ゴルフ練習場 ・卸売市場 ・写真館 ・保健所 ・新聞社 ・郵便局 ・研修所 ・クリーニング店 (取次店に限る。) ・職業訓練所 ・動物病院 ・モデル住宅 ・車検場 ・駐輪場 ・スイミングクラブ ・マッサージ(個室含む。) ・エステ ・放課後児童クラブ 	<p>う。</p> <p>2 住宅は、本項に含まれないものであること。</p> <p>3 観覧席(小規模な選手控席を除く。)を有しない体育館は、本項に該当するものであること。</p> <p>4 特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物(ショーウィンドウ的な利用形態であるショールーム、PRセンター等)は、本項に該当するものであること。</p> <p>5 風俗営業の規制を受けず、(省令第5条第1項に規定するものを除く。)各項に該当しないものについては、原則(15)項で取り扱うが、用途の判定にあたっては名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定する必要があることに留意すること。</p>
(16)項イ			政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
(16)項ロ			政令別表第1中同一の項の中でイ、ロ、ハ又はニに分類された防火対象物の用途に供されるものが同一の防火対象物に存するものにあつては(16)項として取り扱うこと。
(17)項	1 重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にと		本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般をいい、建築物、独立した門塀等

	<p>って歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上、価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>2 重要有形民族文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民族芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移のため欠くことのできないもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>3 史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので文部科学大臣が指定したもの。</p> <p>4 重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民族文化財及び史跡以外の文化財で、地方公共団体の区域内に存するもののうち当該地方公共団体が指定したもの。</p> <p>5 国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したもの</p>		<p>が含まれるものであること。</p> <p>※国宝、国指定、県指定、市指定、町指定は(17)項該当</p>
(18)項	<p>アーケードとは、日よけ、雨よけ等のため路面上に連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物の施設をいう。</p>		<p>1 夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。</p> <p>2 延長は、屋根の中心線で測定するものであること。</p>
(19)項	<p>本項は、市町村長の指定する山林をいう。</p>		<p>山林とは、単に山岳山林に限定されるものではなく、森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。</p>
(20)項	<p>1 舟とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の規定を適用しない船舶等で総トン数5t以上の推進機関を有するものをいう。</p> <p>2 車両とは、鉄道営業法（明治33年3</p>		<p>1 船舶安全法第2条第1項の規定を適用しない船舶等とは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 船舶安全法第2条第2項に規定する船舶</p>

<p>(20)項</p>	<p>月法律第65号)、軌道法(大正10年4月法律第76号)若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令により消火器具を設置することとされる車両をいう。</p>		<p>ア 災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの</p> <p>イ 係留中の船舶</p> <p>ウ 告示(昭和49年運輸省告示第353号)で定める水域のみを航行する船舶</p> <p>(2) 船舶安全法第32条に規定する船舶総トン数20 t未満の漁船でもっぱら本邦の海岸から20海里以内の海面又は内水面において従業するもの</p> <p>2 鉄道営業法、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)及び軌道法に基づく消火器具を設置しなければならないものは、次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 鉄道運転規則(昭和62年運輸省令第15号)第51条で定める機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車</p> <p>(2) 新幹線鉄道運転規則(昭和39年運輸省令第71号)第43条で定める旅客用電車の客室若しくは通路又は運転室。</p> <p>(3) 軌道運転規則(昭和29年運輸省令第22号)第37条で定める車両(蒸気機関車を除く。)の運転</p> <p>3 道路運送車両法に基づく消火器具を設置しなければならない自動車は道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第47条で定める次に掲げるものが該当する。</p> <p>(1) 火薬類(火薬にあつては5 kg、猟銃雷管にあつては2,000個、実包、信管又は火管にあつては200個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。)</p> <p>(2) 危政令別表第3に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引車を除く。)</p>
--------------	--	--	---

<p>(20)項</p>		<p>(3) 道路運送車両の保安基準別表第1に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(4) 150kg以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。</p> <p>(6) 放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）第18条の3第1項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第8条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年12月運輸省令第72号）第19条の規定により運送する場合に使用する自動車</p> <p>(7) 乗車定員11人以上の自動車</p> <p>(8) 乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車</p> <p>(9) 幼児専用車</p>
--------------	--	---

第1-4表

区分	(イ) 主用途部分	(ロ) 従属的な部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具及び小道具室、衣裳部屋、練習室、舞台装置及び営繕のための作業室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、ラウンジ、クローク、展示室、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室及びホール、事務室
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他(1)項イ欄に掲げる室	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、展示室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場、事務室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	託児室、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、事務室
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、専用駐輪場、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館、事務室
(2)項ハ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房	託児所、専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク
(2)項ニ	客席、客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室、厨房、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー	専用駐車場、専用駐輪場、売場、クローク、シャワー室、喫茶室
(3)項イ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、売店、ロビー
(3)項ロ	客席、客室、厨房、宴会場、リネン室	専用駐車場、専用駐輪場、結婚式場、託児室、娯楽室、サウナ室、会議室、事務室
(4)項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、専用駐輪場、託児室、写真室、遊技室、結婚式場、美容室、理容室、診療室、集会室、喫茶室、ビアガーデン、催物場（展示室を含む。）、貸衣裳室、カルチャースクール、キャッシュサービス
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、専用駐輪場、美容室、理容室、診療室、喫茶室、宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む。）、展望施設、プール、遊技室、催物室、サウナ室、事務室、図書室、写真室

(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、ロビー、面会室、娯楽室、体育室、来客用宿泊室
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室
(6)項ロ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ハ	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室、浴室、洗濯室、リネン室、物置、管理人室、事務室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、娯楽室、託児室、美容室、理容室、ティールーム
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	食堂、売店、音楽教室、学習塾、専用駐車場、専用駐輪場
(7)項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室、専用駐車場、専用駐輪場
(8)項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マツサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、喫茶室、娯楽室、託児室、宴会場、有料洗濯室、事務室
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	売店、専用駐車場、専用駐輪場、サウナ室（小規模な簡易サウナに限る。）、娯楽室、有料洗濯室、事務室
(10)項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室	食堂、売店、喫茶室、旅行案内所、理容室、両替所、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(11)項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、図書室、宴会場、厨房、結婚式場、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）、娯楽室
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室、クローク、ラウンジ

(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、事務室
(14)項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室、作業室 (商品保管に関する作業を行うもの。)	食堂、売店、専用駐車場、専用駐輪場、展示室
(15)項	事務所、金融機関、官公署、研究所	事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫(商品倉庫を含む。)
	研修所	事務室、教会、体育室
	観覧席を有しない体育館	体育室、更衣室、控室、浴室
		食堂、売店、喫茶室、娯楽室、体育室、美容室、理容室、専用駐車場、専用駐輪場、診療室、展示室、展望施設
		食堂、売店、診療室、喫茶室、談話室、娯楽室、専用駐車場、専用駐輪場
		食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場、専用駐輪場、映写室、図書室、集会室、展示室、事務室

備考1 (6)項イにおいて、病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。

2 (7)項において、同一敷地内の独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

3 (11)項において、結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは本項に該当しない。また、礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず本項に該当する。

4 (12)項イにおいて、同一敷地内にある独立性の高い施設は、当該用途に供するものとして扱う。

5 (15)項関係

(1) 特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。

(2) 研修のための宿泊室は、(5)項ロの用途に供するものとして扱う。

(3) 主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席(選手控席的なもの)を有するのは、本項に該当する。

第2 収容人員の算定

収容人員の算定方法は、省令第1条の3の規定によるほか、次によること。

1 共通の取扱い

(1) 「従業者」の取扱いは、次によること。

ア 従業者の数は、正職員、臨時職員等の雇用形態を問わず平常時における最大勤務者数とすること。ただし、短期的かつ臨時的（3日程度）に雇用されるものにあつては、従業者として取り扱わない。

イ 交替勤務制度の場合、従業者の数は通常の勤務時間帯における数とし、勤務時間帯の異なる従業者が重複する交替時の数としないこと。ただし、引継ぎ以後も重複して就業する勤務体制にあつては、その合計とすること。

ウ 執務用の指定されたいす席等を持つ外勤者は、従業員数の数に算入すること。

エ 階単位で収容人員を算定するにあつて、2以上の階で執務する者については当該階に執務用の指定されたいす席等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の収容人員に算入すること。

オ 政令第24条又は政令第25条の規定により、階単位で収容人員を算定する必要がある場合、従業者が使用する食堂、休憩所、会議室等の部分は、当該部分を3㎡で除して得た数の従業者があるものとして算定すること。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、当該従業者の数とすること。

(2) 「床面積」の取扱いは、次によること。

ア 単位面積当たりで除した際に生じる1未満のはしたの数は切り捨てるものであること。（5項イの和式の算定については別途参照）

イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員算定の床面積に含めないものであること。

(3) 「固定式のいす席」とは、構造的に固定されているものをいい、又、固定されていないソファ一、掘りごたつ等常時同一場所に置かれ、容易に異動することができないものを含むものであること。

(4) 「長いす式のいす席」の正面幅を0.4m又は0.5mで除す場合は、1つ1つの長いすについて除算し、その都度端数の切り捨てを行うものとする。

2 政令別表第1の各項ごとの取扱い

(1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物

次に掲げる数を合算して算定する。

1 従業者の数

2 客席の部分ごとに次の(1)から(3)までによって算定した数の合計数

(1) 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.4mで除して得た数とする。

(2) 立見席を設ける部分については、当該部分の床面積を 0.2 m²で除して得た数

(3) その他の部分については、当該部分の床面積を 0.5 m²で除して得た数

ア ます席、大入場等のすわり席及び移動いすを使用する客席部分は、「その他の部分」とすること。

イ 地区公民館、貸し会議室その他客席の部分が定められていない形態の防火対象物については、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を 0.5 m²で除して得た数と従業者の数を合算して算定すること。

ウ 結婚式場、葬祭場等で、同一階において葬儀場に使用する部分と宴会・会席等に使用する部分が同時に使用されることがないものは、いずれか大なる数をその階の収容人員とすること。

(2) 政令別表第 1 (2)項及び(3)項に掲げる防火対象物

遊技場	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数 3 観覧、飲食又は休憩の用に供する固定式のいす席が設けられている場合は、当該いす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
その他のもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 従業者の数 2 客席の部分ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数 イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を 0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。 ロ その他の部分については、当該部分の床面積を 3 m ² で除して得た数

ア 「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。なお、遊技人員について明確に限定できる場合は、その数とすること。

(ア) ビリヤードは、1台につき2人とすること。

(イ) 囲碁、将棋は、1枚につき2人、マーじゃんは、1台につき4人とすること。

(ウ) パチンコ、スロットマシンは、1台につき1人とすること。

(エ) ゲーム機械では、機械を使用して遊べる者の数とすること。

(オ) 機械器具の使用者数によりがたい場合は、その遊技に使用する部分の床面積を 3 m²で除した数とすること。

イ キャバレー等のホステスは、従業者として取り扱うこと。

ウ 「その他の部分」の具体例としては、次に掲げる部分が該当するものであること。

(ア) キャバレー、ライブハウス等のステージ部分

(イ) インターネットカフェ、漫画喫茶等の DVD 等陳列の用に供する部分

(ウ) 待合、料理店、飲食店等の和式の部分

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

次に掲げる数を合算して算定する。	
1	従業者の数
2	主として従業者以外の者の使用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数
イ	飲食又は休憩の用に供する部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数
ロ	その他の部分については、当該部分の床面積を4㎡で除して得た数

ア 売場内の商品陳列ケースの部分及び通路部分は、「主として従業者以外の者の使用する部分」として取り扱うこと。ただし、家具店については、家具等を展示している部分以外を従業者以外の者の使用する部分として取り扱う。

(4) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。
	1 従業者の数
	2 宿泊室ごとに次のイ及びロによって算定した数の合計数
	イ 洋式の宿泊室については、当該宿泊室にあるベッドの数に対応する数 ロ 和式の宿泊室については、当該宿泊室の床面積を6㎡（簡易宿泊所及び主として団体客を宿泊させるものにあつては、3㎡）で除して得た数
ロに掲げるもの	3 集会、飲食又は休憩の用に供する部分について次のイ及びロによって算定した数の合計数
	イ 固定式のいす席を設ける部分については、当該部分にあるいす席の数に対応する数。この場合において、長いす式のいす席にあつては、当該いす席の正面幅を0.5mで除して得た数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）とする。
	ロ その他の部分については、当該部分の床面積を3㎡で除して得た数

ア 「ベッドの数」は、ダブルベッド及び二段ベッドについては、2人とする。

イ 和式の宿泊室を単位面積当たりで、除した際に生じる1未満のはしたの数は切り上げるものであること。

ウ 和式の宿泊室の前室部分は、宿泊室の一部として取り扱うこと。

エ 和式の宿泊室の収容人員の算定にあたっては、通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態にある場合には、「主として団体客を宿泊させるもの」に該当するものとして取り扱うこと。

オ 1つの宿泊室に和式の部分と洋式の部分が混在するものは、それぞれの部分について算定した数を合算すること。ただし、スイートルーム等でこれらが同時に使用されないことが明らかなもの、この限りでない。

カ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」で、利用者が宿泊者のみに限られる場合は、法第8条の規定の適用については、当該部分の収容人員の算定はしないものとする。ただし、政令第24条及び第25条の規定の適用にあつては、当該部分の収容人員の算定はするものとするこ

と。

キ 共同住宅等で、消防同意時に居住者の数があらかじめ定められている場合を除き、収容人員が確定していないものについては、次のとおり取り扱うこと。また、使用開始後は、実態に即して見直しを行うことができる。

住戸の間取り	2DK以下	2LDK・3DK	3LDK以上
居住者の数	2人	3人	4人

ク メゾネット式の共同住宅部分については、住戸ごとに主たる出入口のある階に各階の居住者数について合算したものをその階の各住戸の収容人員とすること。

(5) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物

イに掲げるもの	次に掲げる数を合算して算定する。 1 医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 2 病室内にある病床の数 3 待合室の床面積の合計を3㎡で除して得た数
ロ及びハに掲げるもの	従業者の数と、老人、乳児、幼児、身体障害者、知的障害者その他の要保護者の数とを合算して算定する。
ニに掲げるもの	教職員の数と、幼児、児童又は生徒の数とを合算して算定する。

ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室又は手術室は、含まれないものであること。

イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、ベッドの数を収容人員の数とし、和式の場合は(5)項イの「和式の宿泊室」に準じて算定すること。

ウ 未熟児を収容する保育器及び乳幼児のベッドについても「病床」に含まれること。

エ 廊下を待合室として使用する場合は、建基政令第119条で規定する幅を除いた部分を待合室の面積として算定すること。

オ 社会福祉施設等については、当該施設の定員数又は実際に通所又は入所、入居若しくは宿泊している人数により算定すること。また、確定しない場合については、関係行政機関や事業者側へ関係資料の提出等を求めて算定すること。

(6) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。

イ 特別教室については、その室の最大収容人員とすること。

ウ 一般教室と特別教室が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。

エ 学習塾、予備校、又は教職員の数と、教室の机の数による最大収容時の人数を合算すること。

(7) 政令別表第1(8)項に掲げる防火対象物

従業者の数と、閲覧室、展示室、展覧室、会議室又は休憩室の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 図書館のDVD等の視聴覚部分についても「閲覧室」として取り扱うこと。
- イ 従業者のみが利用する会議室は、「会議室」として取り扱わないこと。
- ウ 利用者が使用する喫茶室、喫茶コーナー等の部分は、「休憩室」として取り扱うこと。

(8) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物

従業者の数と、浴場、脱衣場、マッサージ室及び休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、釜場及び火たき場は含まれないこと。
- イ 浴場に従属する食堂、トレーニング室等のサービス室は、「休憩の用に供する部分」として取り扱うこと。

(9) 政令別表第1(10)項、(12)項、(13)項及び(14)項に掲げる防火対象物

従業者の数により算定する。

(10)項のうち、車両の駐車場の従業者には、駐車場の勤務者のほかに従属的な業務に従事する者、例えば、食堂、売店等の従業者も含めること。

(10) 政令別表第1(11)項に掲げる防火対象物

神職、僧侶、牧師その他従業者の数と、礼拝、集会又は休憩の用に供する部分の床面積の合計を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

祭壇部分、位牌堂、庫裡は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。

(11) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物

従業者の数と、主として従業者以外の者の使用に供する部分の床面積を3㎡で除して得た数とを合算して算定する。

- ア 官公署、銀行、事務所等については、従業者以外の者（客等）の使用に供するための、壁又は床に固定された仕切り、スクリーン、カウンター等によって、従業者の使用に供する部分と区画されている部分を「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。
- イ スイミングクラブ、スポーツクラブ等については、プール、プールサイド、打席部分、ロビー及びミーティングルームを「主として従業者以外の者の使用に供する部分」として取り扱うこと。

(12) 政令別表第1(16)項に掲げる防火対象物

「政令第1条の2第4項の総務省令で定める収容人員の算定方法は、同表各項の用途と同一の用途に供されている当該防火対象物の部分をそれぞれ一の防火対象物とみなして前項の規定を適用した場合における収容人員を合算して算定する方法とする。」とされていることから、(16)項に掲げる防火対象物の一部を構成する一般住宅は、収容人員の算定の対象とはならないこと。

(13) 政令別表第1(17)項に掲げる防火対象物

- ア 床面積を5㎡で除して得た数とされているが、この場合において、建築物以外の工作物にあつては、収容人員は算定しないこと。
- イ 政令別表第1備考第4号の規定を適用する場合は、みなすこととした用途の規定により算出して得た数とすること。

第3 無窓階の取扱い

無窓階以外の階の判定は、省令第5条の2の規定によるほか、次によること。

1 床面積に対する開口部の割合

省令第5条の2第1項に定める床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径50cm以上の円が内接することができる開口部の合計が当該床面積の30分の1を超える階であること。

(2) 10階以下の階

前(1)の開口部に、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び1.2m以上の開口部(以下この第3において「大型開口部」という。)が、2以上含まれているものであること。

2 開口部の位置

(1) 次のすべてに適合する踏み台を設けた場合は、省令第5条の2第2項第1号の「床面から開口部の下端までの高さは、1.2m以内」のものとして取り扱うことができる。

ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。

イ 開口部が設けられている壁面とすき間がなく、床面に固定されていること。

ウ 高さは、おおむね30cm以内、奥行は30cm以上、幅は開口部の幅以上であること。

エ 踏み台の上端から開口部の下端まで1.2m以内であること。

オ 避難上支障のないように設けられていること。

(2) 次に掲げる場所は、省令第5条の2第2項第2号の「通路その他の空地」として取り扱うことができる。

ア 国、地方公共団体等の管理する公園で将来にわたって空地の状態が維持されるもの。

イ 道又は道に通じる幅員1m以上の道路に通路に通じることができる広場(建築物の屋上、階段状の部分等)で避難及び消火活動が有効にできるもの。

ウ 1m以内の空地又は通路にある樹木、塀、駐輪場その他の工作物で、避難及び消火活動に支障がないもの。

エ 傾斜地及び河川敷で、避難及び消火活動が有効にできるもの。

オ 周囲が建物で囲われている中庭等で当該中庭等から通じる通路等があり、次のすべてに適合するもの。

(ア) 中庭から道に通じる通路及び出入口の幅員は、1m以上であること。

(イ) 中庭に面する部分以外の外壁に2以上の大型開口部があること。

(ウ) 中庭に面する部分以外の外壁の有効開口部で必要面積の2分の1以上を確保できること。

3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の2第2項第3号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる。(表3-1参照)

(1) はめ殺しの窓 (F I X)

ア 普通板ガラス(旧 JIS R 3201)、フロート板ガラス(JIS R 3202)、磨き板ガラス(JIS R 3202)、型板ガラス(JIS R 3203)、熱線吸収板ガラス(JIS R 3208)又は熱線反射ガラス(JIS R 3221)でその厚さが8mm以下のもの(厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)

イ 強化ガラス(JIS R 3206)又は耐熱板ガラスでその厚さが5mm以下のもの

ウ ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。)のうち、多積層(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。)以外で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前ア又はイのガラスに貼付したもの

エ 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前ア又はイのガラスに貼付したもの

オ 前ア又はイに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス(通称Low-E膜付きガラス)

カ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

キ PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100μm以下のもの(内貼り用、外貼り用は問わない)を前ア又はイのガラスに貼付したもので、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもの

ク 複層ガラス(JIS R 3209)で、その2枚の材料板ガラスがそれぞれ前アからキまでのいずれかにより構成されているもの

ケ 前アからクまで以外であって、窓を容易にはずすことができるもの

(2) 屋内で施錠されている窓

ア 普通ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線吸収板ガラス又は熱線反射ガラス窓で、当該ガラス窓を一部破壊することにより、外部から開放することができるもので、ガラスの厚さがおおむね8mm以下のもの。(厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが概ね2㎡以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)

イ 線入板ガラス(JIS R 3204)又は網入板ガラス(JIS R 3204)窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが6.8mm以下のもの。

ウ 前イ以外の線入板ガラス又は網入板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもので、ガラスの厚さが10mm以下のものについては外部のバルコニー等の破壊作業ができる足場が設けられているもの。

エ 強化ガラス又は耐熱板ガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放する

- ことができるもので、ガラスの厚さが5mm以下のもの
- オ 合わせガラス（JIS R 3205）窓で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができる、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもので次に該当するもの
- (ア) フロート板ガラス 6.0 mm以下+ポリビニルブチラール（以下「PVB」という。）30 mil以下+フロート板ガラス 6.0 mm以下
- (イ) 網入板ガラス 6.8 mm以下+PVB30 mil以下+フロート板ガラス 5.0 mm以下
- カ 前（オ）以外の合わせガラス窓で、当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができる、窓に設置される鍵（クレセント錠又は補助錠をいう。）は2以下で、別個の鍵を用いたり暗証番号を入力したりしなければ解錠できないような特殊なクレセントやレバーハンドル等が設置されていないもののうち、バルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているもので次に該当するもの
- (ア) フロート板ガラス 5.0 mm以下+PVB60 mil以下+フロート板ガラス 5 mm以下
- (イ) 網入板ガラス 6.8 mm以下+PVB60 mil以下+フロート板ガラス 6.0 mm以下の合わせガラス
- (ウ) フロート板ガラス 3.0 mm以下+PVB60 mil以下+型板ガラス 4.0 mm以下の合わせガラス
- キ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前アからカまでのいずれかのガラスに貼付したもの
- ク 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前アからカまでのいずれかのガラスに貼付したもの
- ケ 前アからカまでのいずれかに金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラス（通称Low-E膜付ガラス）で、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- コ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μmを超え400 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前アからエまでのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- サ P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μm以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を前アからエまでのいずれかのガラスに貼付したもので、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- シ 複層ガラス窓でその2枚以上の材料板ガラスがそれぞれ前アからサ（前ウ及び前ウに前キからサに示す加工をしたものを除く。）までのいずれかにより構成され、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
- (3) 電動以外の軽量シャッター（JIS A 4704で定めるスラットの板厚が1.0 mm以下のものをいう。以下同じ。）の開口部
- ア 施錠装置がなく、屋外及び屋内から容易に開放できるもの。
- イ 避難階に設けられたもので、屋外から消防隊がバール、金づち等の一般消防車両積載具を用いて開放できるもの。
- ウ 煙感知器と連動により解錠した後、屋内外から手で開放できるもの（非常電源付きのものに

限る。)

エ 屋外から水圧により開放できる装置（以下この第3において「水圧開放装置」という。）を備えたもので、送水口が1階又は避難階で消防隊が容易に部署できるもの。

オ 屋外から常時手動で解錠できるサムターン付軽量シャッター

(4) 電動式軽量シャッター又は重量シャッター

ア 煙感知器と連動により施錠が開放されるもの（非常電源付きのものに限る。)

イ 屋外から非常電源により開放できる電動式シャッター付の開口部

ウ 防災センター、警備員室又は中央管理室等常時人がいる場所から遠隔操作で開放できるもの（非常電源付きのものに限る。)

エ 水圧開放装置を備えたもので、送水口が1階又は避難階で消防隊が容易に部署できるものシャッター等の水圧開放装置の構造は、別記1「シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準並びに設置基準」によること。なお、消防防災用設備機器性能評定委員会（一般財団法人日本消防設備安全センターに設置）において性能評定を受けたものについては、これに適合するものとして取り扱うことができる。

(5) その他のシャッター

(ア) パイプシャッター及びリングシャッターの類については、前(3)及び(4)を準用する。

(イ) オーバースライダーの類については、前(4)を準用する。

(6) ドア類

(ア) 手動式ドアで、屋内及び屋外から特殊な破壊機材を用いることなく容易に開放できるもの

(イ) 電動式ドアのうち、停電時であっても非常電源又は手動により開放できるもの

(ウ) 水圧開放装置により施錠を開放できるもの

(エ) ガラス小窓を局部破壊し、サムターン錠を開錠できるもの。この場合、小窓の開口部の大きさは、一辺の長さを200mm以上とし、かつ、サムターン部分から当該ガラス付き小窓までの距離が100mm以下であること。

(オ) 自動火災報知設備又は防火戸の連動制御盤の作動と連動して開錠できるもの

(カ) 屋内側に施錠装置がなく、屋外側に南京錠その他消防隊が外部から容易に破壊することにより進入できるもの（南京錠等により施錠された際に、人が室内に存するものを除く。)

(7) その他の取扱い

ア 二重窓

次のいずれかに掲げる二重窓については、有効な開口部として取り扱うことができる。

(ア) はめ殺しの窓で(1)ア又はイに掲げるもの

(イ) 屋内外から開放できるガラス戸

(ウ) 避難階に設けられた屋内から手動で開放できる軽量シャッターとガラス戸

イ 外壁面にバルコニーがある場合

外壁面にバルコニー等がある場合の有効開口部の寸法は、図-1のCの部分とすること。

ただし、Aは1m以上、Bは0.6m以上で手すりの高さが1.2m以下の場合に限ることとし、Bが0.6mに満たない場合は、Dの長さとする。

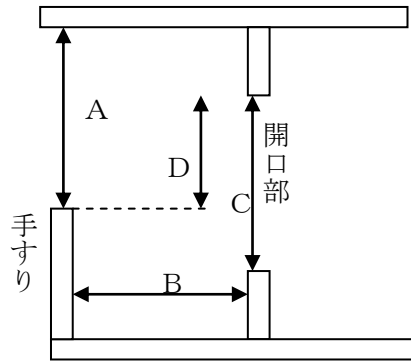


図-1

ウ 吹き抜けのある場合

吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする。

(ア) 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。

(イ) 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。

エ 外気に開放されている部分で、かつ、屋内的用途に該当する部分については、床面積の算定上は当該部分を算入する場合であっても、無窓階の判定を行う上ではこれによらないものとする。無窓階の判定上は、庇下部分は外部空間として取り扱うものとする。

表 3 - 1

ガラス開口部の種類		開口部の条件		判定			
				足場有り	足場なし		
					窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8 mm 以下 (厚さが 6mm を超えるものは、ガラスの大きさが概ね 2m 以下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から 2m 以下のものに限る。)	引き違い	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	×	
網入板ガラス 線入板ガラス	厚さ 6.8 mm 以下 厚さ 10 mm 以下	引き違い	△	△	△	△	
		F I X	×	×	×	×	
強化ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5 mm 以下	引き違い	○	○	○	○	
		F I X	○	○	○	×	
合わせガラス	①フロート板ガラス 6.0 mm 以下 + PVB (ポリビニルブチラール) 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0 mm 以下 ②網入板ガラス 6.8 mm 以下 + PVB 30mil (膜厚 0.76 mm) 以下 + フロート板ガラス 5 mm 以下 ③フロート板ガラス 5.0 mm 以下 + PVB 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下 + フロート板ガラス 5.0 mm 以下 ④網入板ガラス 6.8 mm 以下 + PVB 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下 + フロート板ガラス 6.0 mm 以下 ⑤フロート板ガラス 3.0 mm 以下 + PVB 60mil (膜厚 1.52 mm) 以下 + 型板ガラス 4.0 mm 以下	引き違い	△	△	△	×	
		F I X	×	×	×	×	
		F I X	×	×	×	×	
複層ガラス	構成するガラスごとに本表 (網入りガラス及び線入りガラス (窓ガラス用フィルムを貼付したもの等を含む) は、厚さ 6.8 mm 以下のものに限る。) により評価し、全体の判断を行う。						

○…省令第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

△…ガラスの一部を破壊し、外部から開放できる部分 (引き違いの場合、1 / 2 の面積で算定する。)

を省令第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことができる。

×…省令第 5 条の 2 第 2 項第 3 号後段に規定する開口部として取り扱うことはできない。

【備考】

- 1 「足場有り」とは、地面、階段等の踊り場、バルコニー等で破壊作業ができるものをいう。
- 2 「引き違い」とは、引き違い窓、片開き戸、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができる、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるものをいう。
- 3 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 4 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「PET」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 5 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100 μm 以下のもの（内貼り、外貼りは問わない）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス（通称Low-E膜付ガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 6 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
 - (1) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが100 μm を超え400 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) PET製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが100 μm 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 7 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。

別記1

第1 シャッター等の水圧開放装置の構造及び性能の基準

1 趣旨

この基準は、省令第5条の2第2項の規定に適合する開口部として屋外から水圧によって開放できる装置（以下「水圧開放装置」という。）を備えたシャッター等が認められているが、このシャッター等を開放する水圧開放装置についてその構造及び性能を定めるものとする。

2 定義

この基準においてシャッター等とは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の構造、性能及び機能を有するものをいう。

- (1) JIS A4704（軽量シャッター）
- (2) JIS A4705（防火シャッター構成部材）
- (3) JIS A4702（鋼製及びアルミニウム合金製ドア）

3 適用範囲

この基準を適用する水圧開放装置とは、動力消防ポンプ（動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和49年9月20日自治省令第35号）第2条に定めるものをいう。以下同じ。）による注水によってシャッター等を開放する装置で次に掲げる方式のものをいう。

- (1) シャッター等の施錠を開放する方式のもの
- (2) シャッター等を開放する方式のもの
- (3) シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの（非常電源が附置されたものに限る。）

4 構造及び性能

- (1) 確実に作動するものであり、かつ、取扱い及び保守点検並びに付属部品の取替えが容易にできるものであること。
- (2) シャッター等への取付けは的確にでき、かつ、容易にゆるまないものであること。
- (3) シャッター等の通常の開閉操作及び機能に支障をきたさないものであること。
- (4) 動力消防ポンプによる注水以外の方法では、作動しないものであること。
- (5) 水圧開放装置の本体には、注油を行う等整備のための措置が講じてあること。
- (6) 注水口は異物を容易に挿入できない構造であること。
- (7) 注水して水圧開放装置又はシャッター等が開放した後は、容易に通常の開閉機構に復旧できるものであること。
- (8) 水抜き等により、水圧開放装置の内部の排水が確実に行われるものであること。
- (9) 温度又は湿度の変化により、機能に異常を生じないものであること。
- (10) シャッター等を開放する方式のものにあつては、前(1)から(9)までに定めるもののほか、次によるものであること。

ア シャッター等に水圧リミットスイッチ等の過巻き防止のための装置を有するものであること。

イ 注水を停止した場合、シャッター等の開閉機構の制動装置が作動し、その後人が操作しなければ閉鎖することができない構造のものであること。

(11) シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のものにあつては、前(1)から(9)までに定めるもののほか、次によるものであること。

ア 非常電源は「自家発電設備の基準」(昭和48年2月10日消防庁告示第1号)又は「蓄電池設備の基準」(昭和48年2月10日消防庁告示第2号)に適合する自家発電設備又は蓄電池設備であること。

イ 非常電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次によるものであること。

(ア) 600ボルト耐熱ビニル絶縁電線又はこれと同等以上の耐熱性を有する電線を使用すること。

(イ) 電線は耐火構造とした主要構造部に埋設することその他これと同等以上の耐熱効果のある方法により保護すること。ただし、M1ケーブル又は「耐火電線の基準」(昭和48年2月10日消防庁告示第3号)に適合する電線を使用する場合はこの限りでない。

(ウ) 開閉器は、不燃性の材料で造られた耐熱効果のある箱又は場所に収納すること。

5 試験

水圧開放装置の性能は、次に定める試験を行った場合、そのすべてに合格するものであること。

(1) 作動試験

ア 動力消防ポンプ又はこれと同等以上の機能を持つ加圧送水装置(以下「動力消防ポンプ等」という。)により、 2 kg/cm^2 をこえ 5 kg/cm^2 以下で作動するもので、かつ、吐水口における 5 kg/cm^2 以下の圧力で30秒以内に確実に作動するかどうかを試験する。

イ シャッター等を開放する方式のものにあつては、前アの作動試験のほか、減速機の出力回転数が毎分3回から20回であり、かつ、出力軸トルクが定格トルク値以上であるかどうかを試験する。

(2) 不作動試験

動力消防ポンプ等の吐水口における 2 kg/cm^2 の圧力を加えたとき、30秒以内に作動しないかどうかを試験する。

(3) 圧力試験

動力消防ポンプ等の吐水口における 7 kg/cm^2 の圧力を3分間加えたとき、破壊及び機能に支障となる水漏れがないかどうかを試験する。

6 材料

水圧開放装置の部品で次の表の左欄に掲げるものに用いる材料は、それぞれ当該右欄に掲げるもので、防錆処理が施されている堅固なもの又はこれと同等以上の強度及び耐久性等を有するものであり、かつ、耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

(1) シャッター等の施錠を開放する方式のもの

部品名	材料
本体ケース	JIS G3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯)
	JIS G4305 (冷間圧延ステンレス鋼板)
	JIS G5502 (球状黒鉛鋳鉄品 (ダクタイル鋳鉄))
摺動部 (ピストン、ピストン弁、スプリング、注入口等)	JIS G4305 (冷間圧延ステンレス鋼板)
	JIS G4309 (ステンレス鋼線)
	JIS G4314 (ばね用ステンレス鋼線)

	JIS G3141 (冷間圧延鋼板及び鋼帯) JIS H5101 (黄銅鑄物) JIS H3201 (黄銅板)
--	---

(2) シャッター等を開放する方式のもの

部品名	材料
本体ケース	JIS H5202 (アルミニウム合金鑄物) JIS G5502 (球状黒鉛鑄鉄品 (ダクタイル鑄鉄))
羽根	JIS G4305 (冷間圧延ステンレス鋼板) JIS H5202 (アルミニウム合金鑄物) JIS H3444 (一般構造用炭素鋼鋼管) JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管)

(3) シャッター等の押しボタンスイッチ等を作動させる方式のもの

部品名	材料
押しボタン	JIS K6873 (ABS樹脂板)

7 表示

水圧開放装置には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- (1) 製造者名又は商標
- (2) 製造年月
- (3) 型式番号

第2 水圧開放装置の設置基準

第1の水圧開放装置は、次に定めるところにより設けること。

- 1 水圧開放装置は、床面からの高さが1メートル以下となる箇所に設けること。
- 2 水圧開放装置の注水口の直近に、容易に消えないように次に適合する表示をするものであること。
 - (1) 表示面は、反射塗料とし、黄色の字に赤色の「消」の文字とすること。
 - (2) 文字の大きさは、50ミリメートル平方以上とすること。
- 3 前2の表示の周囲には、これとまぎらわしい又はこれをさえきる広告物、掲示物等を設けないこと。

第3章 消防用設備等の設置単位

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定（政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、棟であり、敷地ではないこと。

第1 渡り廊下で接続されている場合の取扱い

建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下（その他これらに類するものを含む。以下この第1において同じ。）、により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次の1から3までのいずれかに適合する場合は、別棟として取り扱うことができる。

- 1 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態にあるものであること。
- 2 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。
- 3 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6 m、2階以上の階にあつては10 mを超えるものであること。ただし、次の（1）から（3）までに適合する場合は、この限りでない。
 - （1）接続される建築物の外壁及び屋根（渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次のイにおいて同じ。）については、次のア又はイによること。
 - ア 耐火構造又は防火構造で造られていること。
 - イ ア以外のものについては、耐火構造若しくは防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。
 - （2）（1）の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4 m²以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。
 - （3）渡り廊下については次のア又はイによること。
 - ア 吹き抜け等の開放式であること。
 - イ ア以外のものについては次の（ア）から（ウ）までに適合するものであること。
 - （ア）建基政令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を不燃材料又は準不燃材料で造ったものであること。
 - （イ）建築物の両端の接続部に設けられた出入口の部分の面積はいずれも4 m²以下であり、当該部分には防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものを設けられていること。
 - （ウ）次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレ

ンチャー設備が設けられているものにあつてはこの限りでない。

- a 自然排煙用開口部については、その面積の合計が1㎡以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の3分の1以上の幅で長さ1m以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の3分の1以上の長さで高さ1m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。
- b 機械排煙設備にあつては、渡り廊下の内部の煙を有効、かつ、安全に外部へ排除することができるものであり、電気で作動させるものにあつては非常電源が附置されていること。

第2 政令第8条に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条の区画の構造について

政令第8条の区画（以下この第2において「令8区画」という。）については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次に示す構造を有することが必要であること。

- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の過熱に耐える時間が2時間以上の耐火性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50cm以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅3.6m以上にわたる耐火構造であり、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない。
 - ア 開口部が設けられていないこと。
 - イ 開口部を設ける場合には、防火設備が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画を介して90cm以上離れていること。

2 令8区画を貫通する配管及び貫通部について

令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものである。しかしながら、必要不可欠な配管であつて、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部について、開口部のない耐火構造の床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあつては、当該区画の貫通が認められるものである。この場合において、令8区画を貫通する配管及び当該貫通部について確認すべき事項は次のとおりである。

- (1) 配管の用途は、原則として、給排水管であること。
- (2) 1の配管は、呼び径200mm以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300mm以下となる工法であること。なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径が300mmの円に相当する面積以下であること。
- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離（当該直径が200mm以下の場合にあつては200mm）以上であること。

- (5) 配管及び貫通部は、一帯で、建基政令第 107 条第 1 号の通常の火災時の加熱に 2 時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。

3 令 8 区画を貫通する鋼管等の取扱い

(1) 鋼管等を使用する範囲

令 8 区画を貫通する配管等にあつては、貫通部及びその両側 1 m 以上の範囲は、鋼管等とすること。ただし、次に定めるア及びイに適合する場合は、貫通部から 1 m 以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

ア 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

イ 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

(2) 鋼管等の種類

令 8 区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとする。

ア JIS G3442 (水道用亜鉛メッキ鋼管)

イ JIS G3448 (一般配管用ステンレス鋼管)

ウ JIS G3452 (配管用炭素鋼鋼管)

エ JIS G3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)

オ JIS G3459 (配管用ステンレス鋼管)

カ JIS G5525 (排水用鋳鉄管)

キ 日本水道協会規格 (以下「JWWA」という。) K116 (水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

ク JWWA K132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

ケ JWWA K140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

コ 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)

サ WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)

シ WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)

ス WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

セ WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

(3) 貫通部の処理

ア セメントモルタルによる方法

(ア) 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で 1 対 3 の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

(イ) 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを地方の面と面一になるまで十分密に充填すること。

(ウ) セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

イ ロックウールによる方法

(ア) JIS A9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m³ 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充填密度 150 kg/m³ 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

(イ) ロックウール充填後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は 0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と 50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

(4) 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から 150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、ア又はイの措置を講ずること。

ア 可燃物への接触防止措置

(ア) に掲げる被覆材を (イ) に定める方法により被覆すること。

(ア) 被覆材

ロックウール保温材 (充填密度 150 kg/m³ 以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

(イ) 被覆方法

a 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

b 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から左右 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から左右 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

イ 給排水管の着火防止措置

次の (ア) 又は (イ) に該当すること。

(ア) 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

(イ) 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあつては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの (木軸、合板等) であること。

(5) 配管等の保温

配管等を保温する場合にあつては、次のア又はイによること。

ア 保温材として (4) ア (ア) に掲げる材料を用いること。

イ 給排水管にあつては、JIS A9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いてもさしつかえないこと。この場合において、(3) 及び (4) の規定について、特に留意されたいこと。

(6) 配管等の接続

配管等を(1)の範囲において接続する場合には、次に定めるところによること。

ア 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

イ 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。なお、(イ)に掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

(ア) メカニカル接続

a ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下この第2において同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。

b 挿入管の差し口端部分を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

c 予め差し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。

d 押し輪又はフランジで押さえること。

e ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

(イ) 差し込み式ゴムリング接続

a 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。

b ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

c ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。

d 挿入管の差し口にシール剤を塗布すること。

e 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

(ウ) 袋ナット接続

a 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。

b ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。

c 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。

d 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

(エ) ねじ込み式接続

a 挿入管の差し口端外部に管用テーパおネジを切ること。

b 接合剤をネジ部に塗布すること。

c 継手を挿入管にねじ込むこと。

(オ) フランジ接続

a 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。

b 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。

c 上下、次に左右の順で、対象位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつけること。

ウ 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

(7) 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

第4章 消防用設備等の技術基準

消防用設備等の技術基準については、「消防用設備等の技術基準（第8次改定版）全国消防長会中国支部編集」（以下、この章において「中国地区技術基準」という。）により、運用するものとする。

ただし、中国地区技術基準に記載のないもの又は法令基準以外の指導事項について、次のとおり運用するものとする。

第1 消防用設備等に係る届出等

- 1 中国地区技術基準第1総則に掲載の消防用設備等（特殊消防用設備等）計画書については運用しないものとする。
- 2 消防用設備等免除申請書については、鳥取中部ふるさと広域連合消防法等施行細則（平成14年連合規則第14号）に規定する様式により申請すること。
- 3 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届については、次によること。
 - (1) 法第17条の3の2の規定及び鳥取中部ふるさと広域連合消防局告示第2号（平成22年2月18日）に基づく消防用設備等（特殊消防用設備等）の設置の届出は、設置工事が完了した日から4日以内に、省令第31条の3に定める別記様式第1号の2の3により届出を行うこと。
 - (2) 添付図書は、消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書及び各消防用設備等（特殊消防用設備等）ごとの消防用設備等（特殊消防用設備等）試験結果報告書とする。なお、消防用設備等（特殊消防用設備等）に関する図書は、中国地区技術基準第1総則5(2)及び別表2に準ずるものとする。ただし、当該添付図書は、着工届又は防火対象物使用開始届出に添付した図書と同一のものとなるものにあつては、これを省略することができる。

第2 消火器

1 能力単位の算定

省令第6条から第8条によるほか、次によること。

- (1) 省令第6条第4項の変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備がある場所の床面積の算定は次によること。
 - ア フェンス等により囲われている場合は、当該囲われた部分とする。
 - イ キュービクル式の変電設備の場合は、当該水平投影面積とする。
 - ウ 上記以外の場合は、当該室の床面積とする。
- (2) 省令第6条第5項の鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所の床面積の算定は、次のよること。
 - ア 専用室を形成する場合は、当該室の床面積とする。
 - イ 専用室を形成しない場合は、条例第3条第1項第1号ニ規定する離隔距離で囲われた部分の床面積とする。（同一室内に火気を使用する設備が2箇所以上設置されて場合はその合計面積とする。）
 - ウ 厨房部分については、建基政令第128条の5第6項の規定により、内装制限が必要な調理室の床面積とする。

2 設置の基準

政令第10条第1項に規定する設置の基準によるほか、次によること。

- (1) 政令別表第1に掲げる建築物その他工作物に設置する消火器は、1基あたりの能力単位は、2単位以上とする。ただし、状況に応じ政令別表第2の規定を適用する。
- (2) 歩行距離により、消火器を適正に配置した場合において、管理上等において支障をきたす場合については、省令第6条第1項及び第2項の規定により算定した能力単位のものを中心して配置できるものとする。

3 付加設置

(1) 少量危険物及び指定可燃物について

省令第6条第3項に規定する少量危険物若しくは指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分に設ける消火器は、ABC粉末消火器10型以上とする。屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合においても同様とする。◇

(2) 電気設備について

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 高圧又は特別高圧の変電設備（全出力50kw以下のものを除く。）
- イ 燃料電池発電設備（条例第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）
- ウ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第12条第4項に定めるものを除く。）
- エ 蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800AH・セル未満のものを除く。）

(3) 火を使用する場所について

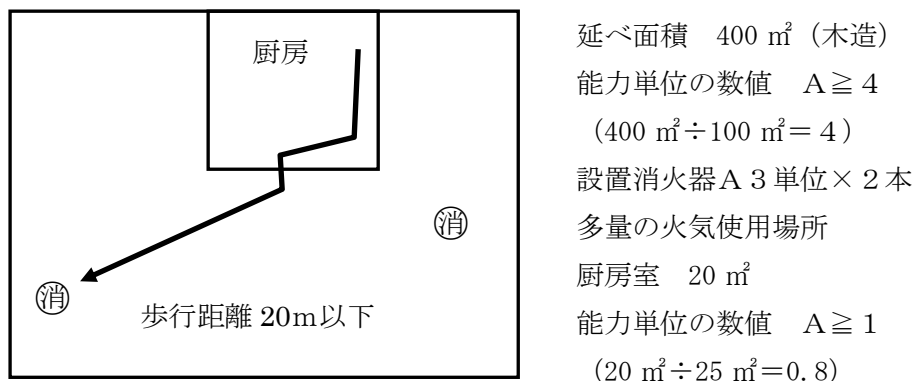
省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる火気を使用する設備が設けられた場所をいう。◇

- ア 熱風炉
- イ 多量の可燃性ガス又は蒸気を発生する炉
- ウ 据付面積2㎡以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
- エ 厨房設備（当該厨房設備の入力（同一厨房室内に複数の厨房設備を設ける場合には、各厨房設備の入力の合計）が21kw以下のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- オ 入力70kw以上の温風暖房機（風道を使用しないものにあつては、劇場等及びキャバレー等に設けるものに限る。）
- カ ボイラー又は入力70kw以上の給湯湯沸設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- キ 乾燥設備（入力が17kw未満のもの、乾燥物収容室の据付面積が1㎡未満のもの、乾燥物収容室の内部容積が1㎡未満のもの及び個人の住居に設けるものを除く。）
- ク サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ 入力70kw以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機
- コ 火花を生ずる設備
- サ 放電加工機

(4) 消火器の取扱いについて

政令第10条第1項により防火対象物に設置される消火器が、省令第6条第4項又は第5項の規定により付加設置される消火器と同一の適応性を有し、かつ能力単位の合計と歩行距離を満たす場合は、重複設置は必要ないものとして取り扱う。

例) 政令別表第1(6)項ロ(1)に掲げる防火対象物(火気を使用する設備が設けられた場所)



防火対象物用の消火器により、各部分から歩行距離 20m以下で能力単位を満たすことができれば、厨房設備専用の消火器はなくてもよい。

4 液化石油ガス及び圧縮アセチレンガス

危省令第1条の10に規定する消防活動阻害物質のうち、液化石油ガス及び圧縮アセチレンガスを貯蔵し、又は取り扱う場所には、ABC粉末消火器10型以上を設置する。ただし、他法令に設置基準がある場合は、これに従う。◇

第3 屋内消火栓設備

1 消火栓の選択

(1) 政令第11条第3項第1号及び第2号の規定によるほか、新規の屋内消火栓は、易操作性1号消火栓、2号消火栓又は広範囲型2号消火栓を設置すること(中国地区技術基準第2屋内消火栓設備の技術基準1(1)について除く。)

また、既存の1号消火栓を改修する場合においても、易操作性1号消火栓又は広範囲型2号消火栓とするよう努めること。

(2) 室や廊下に設けるスペースがなく踊り場に設けなければならない階の場合で、上階又は下階の消火栓で有効に警戒できる場合は、政令第32条の規定を適用して当該階に設置しないことができる。

2 パッケージ型消火設備

屋内消火栓を設置しなければならない防火対象物又はその部分について、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第12号。以下「パッケージ告示」という。)に基づき、パッケージ型消火設備を設置した場合は、政令第29条の4第1項の規定により、屋内消火栓設備の設置に代えることができる。

(1) 設置要件 ◇

パッケージ告示中の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所については、中国地区技術基準第5泡消火設備の技術基準I8を準用するほか、次の事項について追加す

る。

ア 建基政令第 126 条の 3 の規定による排煙設備が設置されている場所

イ 平成 12 年建設省告示第 1436 号 1 から 3 までのいずれかに該当する場所

ウ 各パッケージ型消火設備の包含範囲内に直接屋外に至る主要な避難口（建基法で規定する避難階以外の階にあつては、避難階へ至る直通階段）が 1 以上ある場所

(2) 留意事項

パッケージ型消火設備の設置にあつては、消火に失敗した際のための退路の確保が必要なため、前（1）ウについては、設置の際に事前に消防局と協議すること。

第 4 スプリンクラー設備

1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備

(1) ヘッドの設置 ◇

ア 椅子、ソファ、テーブル等が設置された娯楽、談話スペース等の通行の用に供しない部分は、省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 の「廊下」には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。

イ 洗濯室は、省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 の「脱衣所」には該当しないものとし、ヘッドを設置すること。

ウ 省令第 13 条第 3 項第 9 号の 2 に規定する「脱衣所」に洗濯機又は衣類乾燥機が設置されている場所には、ヘッドを設置すること。

(2) 水源

中国地区技術基準第 3 スプリンクラー設備の技術基準 VI 2 に記載の「火災予防上支障があると認められる場合」について、内装制限の対象に含まれないものは次の場所とするが、後記（3）アとの整合に注意すること。

ア 便所

イ 浴室

ウ 物入れ（2 m³以上のものを除く。）

(3) 水道法に規定する配管等

中国地区技術基準第 3 スプリンクラー設備の技術基準 VI 1（3）イに記載されるもののほか、次に掲げる場合「火災時に熱を受けるおそれがある部分に設けられるもの」に該当しないものであること。

ア 配管等が、壁又は天井（内装仕上げを難燃材料でしたものに限る。）の裏面に設けられている場合

イ 配管等が、厚さ 50 mm 以上のロックウール又は同等以上の耐熱性を有するものにより被覆された場合

ウ 配管及び管継手を埋設する場合

第 5 屋外消火栓設備

1 屋外消火栓の設置位置

中国地区技術基準第 9 屋外消火栓設備の技術基準 5 (1)については、政令第 11 条第 4 項を適用し

ない場合は、この限りでない。

第6 自動火災報知設備

1 感知器 ◇

(1) 中国地区指導基準第10 自動火災時報知設備2(1)エの感知器の設置を要しない部分について、次に掲げるものは除く。

ア 便所に、電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、機器個々のヒーターの出力が2kW を超える場合

イ 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器、ハンドドライヤーその他ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、機器個々のヒーターの出力が2kW を超える場合（ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用するもの除く。）

2 発信機

(1) 50 m²以下の小規模な階（特定1 階段等防火対象物を除く。）で、上階及び下階又はそのいずれかの階の発信機までの歩行距離が25m以下である場合は政令第32 条を適用し、当該階の発信機を省略することができる。

3 音響装置

(1) 50 m²以下の小規模な階（特定1 階段等防火対象物を除く。）で、上階及び下階又はそのいずれかの階の音響装置により有効に報知できる場合は政令第32 条を適用し、当該階の音響装置を省略することができる。

第7 消防機関へ通報する火災報知設備

1 直接通報

(1) 直接通報を認める防火対象物は次のとおり

ア 夜間において宿泊、入居、入所、入院等を有する防火対象物

イ 避難が困難な者が通所、通園等を行う防火対象物

(2) 設置を認める要件

ア 自動火災報知設備及び火災通報装置は消防法令に定める技術上の基準に従って適正に設置及び維持管理され、かつ消防法第17 条の3の3の規定により点検及び報告が適正に実施されていること。

イ 自動火災報知設備には次のいずれかにより非火災報防止対策が講じられていること。

(ア) 蓄積式の中継器又は受信機の設置

(イ) 二信号式の受信機の設置

(ウ) 蓄積付加装置の設置

(エ) 感知器の適材適所への設置

ウ 自動火災報知設備と火災通報装置との連動は、平成8年8月19日付消防庁予防課長通知消防予第164号「火災通報装置の設置に係る指導・留意事項について」の別添2「火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の留意事項」によること。

エ 自動火災報知設備から火災通報装置への作動信号の配線は、耐熱配線とすること。

オ 自動火災報知設備の受信機には直接通報であることの表示をすること。

カ 従業員等への周知

従業員等に対し次の事項を周知すること。

(ア) 非火災報又は誤報と判明したときは、直ちに消防機関（119）にその旨を通報すること。

(イ) 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、非連動とした後に実施すること。

2 設置を要しない防火対象物の特例

平成8年2月16日付消防庁予防課長通知消防予第22号「消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて」の3既存の防火対象物等に係る特例について（2）のうち、アに掲げるものについての特例は、平成30年11月1日以降、運用しないものとする。

ただし、政令32条適用を受けている既存の防火対象物については、この限りでない。

第8 避難器具

1 避難器具等の選定 ◇

(1) 特別避難階段、屋外避難階段又は平成14年消防告示第7号に該当する階段を第一選定とすること。

(2) 外気に面する部分に、バルコニーその他これに類するものが、避難上有効に設けられている防火対象物に設置する避難器具は、努めて避難器具用ハッチに格納された金属製避難はしご又は救助袋とすること。

2 設置上の留意事項

(1) 避難器具の設置にあたっては、取付部、避難空地相互の位置において降下中の安全が確認できる配慮がされていること。